



労基署便り 令和3年度 No.2

大河原労働基準監督署



◎ 令和3年労働災害発生状況（4月）

	大河原署管内			宮城局管内		
	R2	R3	前年比	R2	R3	前年比
製造業 計	17 (1)	15	-2	128 (2)	132	4
食料品製造業	8	4	-4	55 (1)	53	-2
機械金属製造業	4 (1)	4	0	37 (1)	32	-5
建設業 計	6	12	6	76	90 (1)	14
土木工事業	0	6	6	25	36 (1)	11
建築工事業	2	3	1	37	32	-5
その他の建設	4	3	-1	14	22	8
運輸交通業 計	2	5	3	88	156	68
陸上貨物運送業	2	7	5	78	141	63
商業	4	7	3	86	152 (1)	66
社会福祉施設	5	2	-3	40	106	66
全産業	42 (2)	61	19	558 (4)	865 (2)	307

※休業4日以上死傷労働災害（労働者死傷病報告による）。前年比は死傷者数。（人）

※（ ）は内数で死亡者数 ※機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

令和3年度全国安全週間の実施について

令和3年度の全国安全週間は、

「持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場」

をスローガンとし、6月1日から30日までは準備期間、7月1日から7日までが本週間として展開されます。

これまで多くの事業場で労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。このご努力により労働災害は長期的には減少してきていますが、高齢者の労働災害、転倒災害や「動作の反動・無理な動作」による労働災害が年々増加していることに加え、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害の増加により、昨年の全国の休業4日以上労働災害による死傷者数は平成14年以降で最多となりました。

このような状況において労働災害を減少させるためには、働く高齢者の増加等の就業構造の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢の変化等に対応し、将来を見据えた持続可能な安全管理を継続して実施していく必要があります。

この機会に労使が協調して、以下の事項も参考に、効果的な安全衛生活動に取り組んでください。なお、実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「3つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請や業界団体が作成する「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等に従ってください。

事業場実施事項（準備期間及び安全週間に実施する事項：要綱抜粋）

- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

※ 詳細については、宮城労働局、厚生労働省、中央労働災害防止協会のホームページでご確認ください。

STOP！熱中症

～クールワークキャンペーン～

職場における熱中症で、全国で1年間に約20人が亡くなり、約1,000人が4日以上仕事を休んでいます。大河原監督署管内でも昨年1名の労働者が亡くなりました。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組をお願いしています。今年もマスク着用など新型コロナウイルスの感染拡大防止対策をとりながら業務を行わなければならない状況ですので、気温の高い日が続くこれからの時期を控え、各事業場でも、事業者、労働者が協力し、万全の体制を整え、熱中症予防に取り組みましょう！

●実施期間：令和3年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



【実施事項抜粋】（詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。）

- 1 暑さ指数（WBGT値※1）の把握の準備や暑さ指数に応じて作業中止・休憩時間の確保などができる余裕を持った作業計画の策定、必要な設備・休憩場所の確保、服装の検討、教育研修の実施、熱中症予防管理者の選任など衛生管理体制の整備、緊急事態時の措置の確認など事前に十分な準備を行いましょう。
- 2 実際に把握した暑さ指数に応じ、暑さ指数を下げるための設備の設置、休憩場所の整備、作業時間の短縮、熱への順化、水分・塩分の摂取、プレクーリング（※2）の実施、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認など適切な対策を取りましょう。
- 3 熱中症予防管理者等に職場巡視を行わせ、熱中症予防対策が徹底されているか確認しましょう。
- 4 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに救急車を呼ぶよう職場に徹底しましょう。

※1 今般、日本産業規格 JIS Z 8504 が約 20 年ぶりに改正され、WBGT 基準値、着衣補正值等に関する改正が行われました。

※2 プレクーリングとは、WBGT 値が高い暑熱環境の下で、作業強度を下げたり通気性の良い衣服を採用したりすることが困難な作業において、作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑えるもので、体表面を冷却する方法と、冷水や流動性の氷状飲料などを摂取して体内から冷却する方法とがあります。必要に応じて作業開始前や休憩時間中のプレクーリングを検討してください。

『労働保険の年度更新』のお願い

労働保険（労災保険・雇用保険）の保険料は、年度当初に申告・納付した概算保険料額を、翌年度当初に確定申告して精算する方法をとっております。事業主は、“令和2年度の確定保険料”と“令和3年度の概算保険料”を併せて申告・納付する必要があり、この申告・納付の手続きを「年度更新」といいます。

今年度は、6月1日（火）から7月12日（月）までの間に、都道府県労働局、労働基準監督署及び指定金融機関で手続きを行っていただきます。労働保険事務組合に事務委託している事業場は、委託先の事務組合を通して手続きを行っていただきます。



大河原労働基準監督署では、今年度も以下のとおり『受付・相談コーナー』を開設します。

開催期間：7月8日（木）、9日（金）、12日（月）

時間：9:00～12:00、13:00～16:00

会場：大河原労働基準監督署 1階会議室（柴田郡大河原町字新東 24-25）

※「年度更新申告書」等の手続きに必要な書類は、5月下旬から順次お届けしています。電子申請による申告手続きや口座振替による納付が便利です。

発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。